

周南市工場立地法地域準則条例について

制定の趣旨

工場立地法の一部改正により、同法の緑地及び環境施設面積率に関する準則の策定に係る権限が市に移譲されたため、本市においても工場用地の有効活用の促進、企業活動の活性化及び定着を図るために、緑地等の面積率を緩和する条例を制定しました。

対象工場（特定工場）

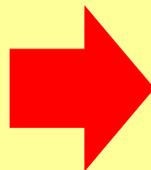
業種：製造業（単に修理のみ行う事業所は除く。）、電気供給業（水力、地熱、太陽光発電所は除く。）、ガス供給業、熱供給業
規模：敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上

緑地面積率及び環境施設面積率の緩和

周南市における特定工場が敷地内に整備しなければならない緑地面積率及び環境敷地面積率については、区域ごとに定められており、今回、次のとおり緩和しました。また、重複緑地算入率についても、併せて緩和しました。

■条例制定前（山口県の準則）

用途区域	緑地面積率	環境施設面積率
工業・工業専用	10%以上	15%以上
準工業	20%以上	25%以上
住居・商業	30%以上	35%以上
上記以外	20%以上	25%以上
重複緑地算入率		25%以下



■周南市が定めた地域準則条例

用途区域	緑地面積率	環境施設面積率
工業・工業専用	5%以上	10%以上
準工業	10%以上	15%以上
住居・商業	30%以上	35%以上
上記以外	5%以上	10%以上
重複緑地算入率		50%以下

既存工場に係る緑地面積率等の算定方法

工場立地法施行以前から立地する工場の場合（既存工場）、既存の緑地及び環境施設では基準を満たさない場合があります。その際、規定にある計算式を用い、施設の更新が進むにつれて更新規模に相当する緑地及び環境施設を整備するように規定します。